

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年10月29日付け市民第852号-2で行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、個人情報一部開示決定において不開示とした、①申請者欄、②請求者欄、③使用目的欄の各部分を開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）に基づいて令和3年10月18日付けで行った個人情報開示請求に対し、実施機関が令和3年10月29日付けで行った個人情報一部開示決定（以下「本件決定」という。）について、これを取り消し、「2021年8月1日～2021年8月31日の間に交付された自身に係る戸籍票の請求書類一式」（以下「本件行政文書」という。）の全部を開示する決定を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書、口頭による意見陳述、追加意見書で主張した本件決定に対する不服や反論の要旨は、審査請求人に係る戸籍に関する証明書等が第三者へ提供されたことは、条例第9条第2項に反し、審査請求人の権利利益を侵害している、というものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、条例第14条第3号の規定は、第三者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。本件行政文書の中には、審査請求者以外の個人に関する情報が含まれており、その使用目的を考慮するとその情報については開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、非開示とした。そのため、実施機関の対応は条例上適法なものである、というものである。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示等の権利を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的としている。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、条例における個人情報保護の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 条例第9条第2項の意義について

審査請求人は、審査請求人の記載がある戸籍に関する証明書等を審査請求人以外の第三者が取得することが条例第9条第2項に反すると主張するため、まず、この点について検討する。

条例第9条第2項は、「個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を侵害することのないようにするものとする。」と規定している。一方、戸籍は、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づいて作成される国民各個人の身分関係を公証する公文書であり、戸籍法において、正当な理由のある第三者による請求や配偶者、直系尊属又は直系卑属による請求の制度が認められている（同法10条及び10条の2）。

そうであるとすれば、戸籍謄本や戸籍抄本については、正当な理由のある第三者や配偶者等の身分関係を有する者は第三者の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）を取得することを法が許容しており、実施機関が戸籍法に基づき戸籍謄本等を提供することは、戸籍法の規定を遵守している場合には、個人の権利利益の侵害には該当しないものと解される。

当審査会で、本件行政文書を確認したところ、実施機関による戸籍謄本等の提供は、戸籍法に基づく適法なものであり、条例第9条第2項に反するものではない。

(3) 条例第14条第3号該当性について

実施機関は、本件行政文書のうち、条例14条第3号に該当する部分につき、

非開示としている。

条例第14条第3号は、個人情報の非開示事由として、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」と規定している。この規定は、開示請求者以外の者（第三者）の個人に関する情報であって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれのあるときは、当該第三者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。そして、「正当な権利利益を侵害する」かどうかについては、開示請求者と第三者の関係において、第三者が開示請求者に知られたくないことに正当な理由（具体的には、第三者のプライバシーを侵害すること等）の有無を、当該情報の内容に応じて、個別、具体的に判断すべきであると解される。

当審査会において、本件行政文書における第三者の情報を開示した場合に当該第三者の権利利益を侵害するおそれの有無につき、実施機関からの説明、審査請求人の主張を踏まえ、検討をしたところ、本件については、戸籍謄本等の申請者や戸籍謄本等の請求者、使用目的を開示することにより第三者のプライバシー等を侵害するおそれを推認させる事情や疎明資料はないことから、本件行政文書のうち、①申請者欄、②請求者欄、③使用目的欄を開示することにより第三者のプライバシー等を侵害する事情はないものと判断した。

したがって、本件行政文書について、条例第14条第3号を根拠に不開示とすることは相当ではなく、実施機関が同号を根拠に不開示とした部分については、開示すべきである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年1月5日	・ 諮問書受理
令和4年12月13日	・ 実施機関による口頭意見陳述及び審議 (令和4年度第7回審査会合議体)
令和5年2月13日	・ 審議 (令和4年度第8回審査会合議体)
令和5年3月14日	・ 審査請求人による口頭意見陳述及び審議 (令和4年度第9回審査会合議体)

令和5年5月23日	・審議（令和5年度第1回審査会合議体）
令和5年7月14日	・答申

経緯（参考）

令和3年10月18日 個人情報開示請求

令和3年10月29日 個人情報一部開示決定

令和3年11月1日 審査請求

令和3年11月17日 弁明書

令和3年12月20日 反論書